

令和元年 11 月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：令和元年 11 月 25 日（月） 午前 9 時 30 分～正午

開催場所：岡崎市役所東庁舎 7 階 701 号室

出席委員：12 名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・内田尚之委員・荻野嘉美委員・奥田敏春委員・杉坂美典委員・杉野丞委員・鷹巣純委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員・堀江登志実委員・荒井信貴委員

欠席委員：0 名

説明のために出席した事務局職員：11 名

社会教育課：中村耕課長・柴田英代副課長・菅沼貴之岡崎城跡係長・岡山幸男文化財係長・山口遥介主査・浅井幸恵主査・武田穂波主事・中根綾香主事・小林巧主事

公園緑地課（担当課）：横山晴男課長・植村信幸係長

傍聴者：なし

議事内容

1 諮問事項

- （1）市指定天然記念物藤川のまつ並木の現状変更について
- （2）市指定史跡岡崎城跡の現状変更（清海堀発掘調査）について
- （3）市指定史跡の現状変更について【非公開】

2 協議事項

- （1）市指定史跡について【非公開】

3 報告事項

- （1）市指定史跡松平広忠公御廟所の保存修理工事について
- （2）市指定有形文化財（建造物）日吉山王社本殿保存修理事業について
- （3）市文化財保存活用地域計画について

議題及び議事の要旨

1 諮問事項

- （1）市指定天然記念物藤川のまつ並木の現状変更について

【社会教育課説明】

天然記念物 藤川のまつ並木について、幹の腐食が見られるマツやすでに枯れているマツを、倒木の恐れがあるため伐採する。また、土地を越境して伸びているマツの枝について、越境している部分のうち、現在車両と接触している部分及び今後接触する恐れのある部分に限り、並木景観を損なわないよう十分配慮した上で剪定を実施する。

【質疑応答】

委員：伐採後、新しいマツを植える予定はあるか。

事務局：毎年マツの補植活動を地元のみちづくり協議会が実施している。補植位置については、伐採後の位置に限らずまつ並木全体のいずれかの箇所となる。

委員：幹が腐食しているマツについて、以前からこの状態だったのか。

事務局：昨年まつ並木の遺伝子調査を実施した際には既に腐食していた。今年度、公園緑地課の協力や費用負担を得て伐採する目途が立ち、審議会へお諮りする運び

となった。

委員：幹の腐食について、腐食箇所詰め物をするなどして残す処置は良く行われるものなのか。

委員：該当のマツについては、詰め物をした場合もこれ以上樹勢の回復が見込めず、位置が民家の横であり、台風などで枝が落ちた場合危険なため、伐採したほうが良いと思う。指定対象を個別のマツではなくまつ並木全体であると考え、遺伝子調査の結果判明した地域固有の遺伝子を持つマツの苗を育て補植する事が、コスト面からもまつ並木としても望ましいと思われる。

委員：枝の剪定について、剪定後の切り口の処置等は必要か。

委員：松脂が出るため、処置は必要ない。なお、下の位置の枝は今後もすぐ伸びる事が想定されるため、思い切って切った方が良いと思う。

委員：上の枝は切らなくて良いか。

委員：切りすぎると木が弱るため、切らない方が良いと思う。なお、枝は途中から切るのではなく、元から切った方が良い。

委員：隣接する民家からマツについてご意見等は出ているか。

事務局：今回伐採するマツについては、ご意見等頂いていない。別の位置のマツについて、落葉が樋に詰まってしまうというお声を頂いた事がある。

委員：他市のまつ並木で、過去に同様のご意見を頂いたことがある。文化財を守りつつ、隣地との関係も考えねばならない。

諮問結果：可とする。

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更(清海堀発掘調査)について

【社会教育課説明】

『岡崎城跡整備基本計画 平成28年度改訂版』に基づき、岡崎城跡の城郭遺構を把握することを目的とした発掘調査を行うため、市指定史跡岡崎城跡の現状変更を行う。調査対象地は清海堀(本丸と持仏堂曲輪との間の堀)とし、堀最深部の確認及び石垣埋没部の確認、堀構築方法の確認を目的としたトレンチを3か所設定する。

合計調査面積は、前回審議会の結果を受け当初より拡張した157.6㎡を予定している。調査は岡崎城跡の曲輪遺構を解明することを目的とした発掘調査であり、史跡の価値の向上に資する調査である。ただし、不要な掘削は最小限にとどめ、史跡への影響を最小とするものとする。

【質疑応答】

委員：調査にあたっては小型重機で掘削するのか。

事務局：小型重機を使用して掘削後、人の手で掘る。

委員：添付資料2の青い点線の意味合いを教えてください。

事務局：石垣の罫線が凸状に突出しており、その突出が堀の等高線に表れていると見られ、それを強調している。切岸を意図的に凸状に切り出しているか否かの確認のため、トレンチ1・2の南側を横方向に伸ばしている。

委員：切岸側にどの程度まで土が入り込んでいるかを確認するか否か。また、確認するためには、状況に応じて臨機応変にトレンチを伸ばすなどの対応が必要になる。本審議会で、そうした点も含めて検討ご承認頂ければ良いと思う。また、しっかり埋め戻しを行わなければ、特に切岸側が危険である。

この機会を活かして、少しでも多くのデータを得られるよう調査を進めてもらえればと思う。

委員：学術調査として、目的を達成できるよう進めてもらえればと思う。

委員：史跡整備委員会で現場を見た際、トレンチ1の南側で土砂が崩れ落ちた様子が見て取れた。その状況や原因確認のため、南側までトレンチを伸ばす事などもできると良いと思う。

委員：調査結果についてどのような推測を持っているか聞きたい。また、本調査が岡崎城の位置付けや歴史に与える影響を知りたい。

事務局：未解明な部分の多い岡崎城跡の中でも清海堀は本丸に近く、古い段階から堀が設けられていたと考えられる。後の田中吉政の時代に石垣を構築するなどの手が加えられたと思われるが、今回の調査では清海堀の深さが当初どれ程だったのかを確認し、岡崎城跡の理解に資するデータとして活用したいと考えている。また、今回の調査により石垣構築の時代的検討に資するデータが得られると想定している。

今回の調査も含め、今まで行ってきた岡崎城跡における調査成果を集積する事で、岡崎城そのものの歴史認識の修正に繋がると考えている。

委員：狭い場所で掘削を行うため、安全に留意して作業を進めてほしい。

諮問結果：可とする。

(3) 市指定史跡の現状変更について【非公開】

2 協議事項

(1) 市指定史跡について【非公開】

3 報告事項

(1) 市指定史跡松平広忠公御廟所の保存修理工事について

【社会教育課説明】

松平広忠公御廟所の保存修理工事において、葺き替えを行う土塀の新規製作瓦（軒棧瓦420枚）の範型の検討結果をご報告する。現在土塀に葺かれている軒棧瓦の軒丸部の文様を分類した結果、大分類として4分類に類別できることが判明した。そのうち三つ葉葵文の量的割合が最も多く、当該瓦を分析した結果共通の範傷が見られた他、葉部三枚の文様の位置関係が共通している事から、同範であると考えられる。

三つ葉葵文は同範かつ量的に多く、土塀正面に連続的に使用されている事から、現在の土塀瓦の主体はこの瓦であると考えられる。よって、新規製作瓦はこの三つ葉葵文の瓦で作製する事が妥当であると考え、残存する瓦のうち文様がシャープに残るものから範型を作成し、保存修理工事において使用したいと考える。

【質疑応答】

委員：三つ葉葵文の瓦は同時期の製作物か。

事務局：同範を用いている事から、同時期の製作と考えている。

委員：瓦を比較検討する中で、焼成で生じた差異であるとされた相違点の様相の様相がシャープであるか、丸みを帯びているかと言う点について、焼成で生じた差異で

は無いのではと思うがいかがか。

事務局： 範傷や文様の配置関係などに共通要素がみられる。突端部のみ異なっており、同範と考える。

委員： 焼かれた時期及び産地はどこか。

事務局： 不明である。

委員： 土堀修復の際に雑多に瓦を集め、葺いたのか否か。

事務局： 土堀用に製作された瓦であると考えられる。

委員： 三巴文などの他の模様の瓦が見られる点をどのように考えるか。

事務局： おそらく当初は三つ葉葵文の瓦で葺いており、盗まれたり抜けた瓦を後から足したのではないかと考えている。

委員： 新規製作瓦の作製事業者はどこか。市が直接事業を行うのか。

事務局： 所有者が行う事業であり、事業者は日進市のナチュラルパートナーズを予定している。

(2) 市指定有形文化財 (建造物) 日吉山王社本殿保存修理事業について

【社会教育課説明】

市指定文化財日吉山王社本殿保存修理事業について、修理に伴う建物調査を行ったところ、想定より腐朽が進み取替を要する部材が多く、修理方法を再検討し全解体修理とした。また、想定より腐朽が進んでいた3本の柱について、虫に食われやすい松材から他の柱と同じ桧材へ変更した。

建物が西側崖の方へ傾いていることから、全解体修理に伴って地盤調査を実施し、基礎改良等の基礎工事の実施を検討する事とした。なお、基礎工事の必要がある場合には、発掘調査の実施を予定する。基礎工事の内容によっては事業期間が延びる可能性がある。

墨書は部材に記された記号・番号以外に、床下壁面と屋根の斗や墓股の計五か所に確認されている。

現在は解体と建物調査が終了し礎石を残すのみとなっており、地盤調査の結果は 1.7 m ~ 1.9m までが砂質土、2.0m 前後で支持地盤となっていた。この結果を受け基礎工事が必要であると考えており、基礎改良や形状については今後検討を予定している。また、基礎工事に先立ち試掘調査を実施の見込みである。

今後は試掘調査を実施し、基礎工事の内容を決定する。この内容次第で、令和3年度まで事業を延長する可能性がある。

【質疑応答】

委員： 礎石の石の種類を知りたい。

事務局： 花崗岩である。

(3) 市文化財保存活用地域計画について

【社会教育課説明】

本市は数多くの歴史的資産等を有する都市だが、人口減少社会を迎える中、維持管理の困難さや担い手不足等により、歴史的資産が失われる懸念が年々強まっている。

こうした状況において、文化財行政とまちづくり行政の一層の連携により、本市固有の歴史的風致を守り伝えるべく『歴史的風致維持向上計画』が策定された。また、今年度に文化財保護法が改正され、文化財の保存・活用のための目標や中長期的に取り組む内容を記載したアクション・プランとして「文化財保存活用地域計画」の策定が謳い込

まれた。

文化財保護法に基づき「岡崎市文化財保存活用地域計画」を策定することで、本市重点施策と緊密な連携を図りつつ、文化財を次世代へ繋ぎ育む各種施策の展開を進める。

【質疑応答】

委員：本計画を策定するメリットを聞きたい。

事務局：支援制度として、地域計画を策定した公共団体への補助制度や補助率優遇措置、地方創生推進交付金の弾力化措置が設けられている。また、特例として国文化財登録原簿への登録の提案が可能となる。

施策上のメリットとしては、各種事業をアクションプランとして計画に謳い込むことで、事業を見える化し、スケジュール感を持って推進する事が可能となると考えている。

委員：軽微な現状変更を市が独自に処理できるようになると聞いたことがあるがいかかか。

事務局：国指定文化財について、保存活用計画を策定する際に変更内容を謳い込み、国の認定を受けた上で実施する事業については、軽微な現状変更として報告で良い旨の記載がある。

委員：文化財把握調査を行うとあるが、調査に伴い保存活用計画を作成するという理解で良いか。また、未指定文化財も含む計画とあるが、未指定文化財の把握をするという事か。

事務局：保存活用計画に記載すべき事項が今年度四月一日の文化財保護法の改正により国からはっきりと示された。保存活用計画は所有者が策定するものであるため、市としては所有者と協力しつつ、策定を目指す方向性である。すぐに作れるものではないため、長期的な視野でタイミングを捉え、作成していきたい。地域計画における未指定文化財について、文化財は非常に幅広い分野からなるため、本計画の策定に際して全ての文化財を指定未指定も含め調査する事は困難である。計画内に把握調査の必要性を謳い込み、事業実施を図りたいと考えている。

一部分ではあるが既に実施した未指定文化財の調査として、平成29年から30年にかけて歴史的建造物悉皆調査が挙げられる。こうした調査の必要性を計画内に謳い、実施していきたいと考える。

委員：計画の現在の策定状況は。

事務局：計画は、今年度と来年度の二か年で策定を目指している。法定協議会については今年度の9月議会で協議会設置条例を制定し、12月16日に法定協議会立ち上げを予定しており、文化財保護審議会から加藤先生と野本先生のお二人にご参加いただく予定である。

委員：文化財の学術調査や地域特性整理を行い、計画に活かしてほしい。岡崎市の文化財を検索するシステムなどの構築も併せて行ったうえで活用の検討をして頂きたい。

文化財の現状を調査してから、地域計画の策定を行うべきである。過去に行った調査の内容が杜撰であったり、文化財の管理状況が悪い状況に鑑み、指定調書も含めたデータの確認を実施すべき。実態を把握することが先決であり、把握したうえで保存・活用をどのように行うかを計画に定めるべきである。

事務局：現在指定している文化財の現況調査は、事務局としても行っていくべきである

と考えている。現況調査に際して人も時間も十分に無い状況であることから、計画に事業を謳い込み、年次計画に定め計画的に展開することで、財政部局等へ予算確保の必要性を説明するとともに、現在より充実した調査体制を構築していきたいと考えている。

委員：悉皆調査の方向性を計画内で示し、今後も続けていただきたい。

4 その他

(1) 次回以降の審議会開催について

次回審議会は令和2年2月に実施予定